

被扶養者認定に必要な添付書類

大阪府石油健康保険組合

添付書類		続柄・同居 関係を証明 するもの	生 計 維 持 を 証 明 す る も の										
		被 扶 養 者 現 況 届	これまで就労していて退職した場合			以前より 就労して いない場合	就労して いる場合	学 生		年金を受給 している 場合 (障害・遺族 年金を含む)	自営業 の場合	別居の 場合	
			雇用保険に加入していた場合		非加入の場合			所得なし	所得あり				
			世帯人員分の 住民票の 原本	受給する	受給しない	受給終了	退職証明書および雇用保険に加入していなかった証明	所得証明書	直近3ヶ月分の給与明細のコピー	学生証のコピー	学生証のコピーおよび直近3ヶ月分の給与明細のコピー	直近3ヶ月分以上の年金通知書等のコピー	確定申告書のコピー (経費が不透明な場合は経費内訳が分かるもののコピー)
続柄		別居の場合は別居先の世帯全員の住民票(養子・養父母の場合は戸籍謄本も添付)	雇用保険受給中は原則扶養に入れません。ただし、受給開始までの待機期間中は一時的に認定することができますが、給付が開始されたら扶養から外れていただく必要があります。必要書類については、別途お問い合わせください。 (注1)(注2)	離職票1および2のコピーまたは離職票を発行しないことの証明書(注2)	受給資格者証のコピー(受給終了の記載があるもの)								
配偶者			○		○	○		○	○	○	○		
子・孫	小・中学生・高校生		○										
	専門学校 大学生など		○		△ (学生は不要)	△ (学生は不要)	△ (学生は不要)	△ (学生は不要)	○	○	○	△ (学生は不要)	
父母・祖父母		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
配偶者の父母		○	○		○	○	○	○	○	○	○		
弟 妹		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
兄 姉		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
その他		○	○		○	○	○	○	○	○	○		
証明する機関		市区町村			勤務先	ハローワーク	勤務先	市区町村	勤務先	学校法人・勤務先	年金機構	市区町村	金融機関

※○の該当者は必ず提出、△はカッコ内を参照のうえ提出してください。また、必要に応じて上記以外の書類の追加提出をお願いすることがあります。

※住民票は必ず**原本**で世帯全員のもので**続柄が省略されていないもの**を取得してください。

※配偶者がいて子供のみを扶養とする場合は、配偶者の収入を証明するものが必要です。(直近3ヶ月分の給与明細、育児休業給付金決定通知等のコピー)

(注1) 雇用保険受給中は基本手当日額が3,612円(60歳以上は5,000円)未満の場合にのみ被扶養者認定を受けることができます。

(注2) 退職により扶養認定申請を行う場合は別途「雇用保険失業給付等に関する誓約書」を提出してください。